

国際ロータリー第2520地区岩手第1分区
盛岡東ロータリークラブ

Weekly Report No. 24 (通算1997回)

Home Page : <http://www.moriokahigashi-rc.com/>

E-Mail : jimukyoku@moriokahigashi-rc.com

会長 原田誠章 / 幹事 佐藤百合子
事務所 〒020-8501 盛岡市愛宕下1番10号
盛岡グランドホテル内
TEL 019-601-5390 / FAX 019-601-5391
例会場 盛岡グランドホテル
TEL 019-625-2111
例会日 毎週月曜日12:30 / 第3月曜日18:30
但し、第3月曜日は(18:30～)会場が変更になる場合があります。

会長挨拶 原田誠章



皆さんこんにちは。
日本には34地区のロータリークラブがありますが、我々の国際ロータリー第2520地区の米山記念奨学会による寄付額は令和6年12月31日で29番目にあたり、個人平均4977円と少ないことから今年の目標は一人当たり9000円とご連絡が

ありました。

皆様のご協力をお願いします。

本日も宜しくお願いします。

次回プログラム

- 1月27日(月) 昼例会
卓話 遠藤明哲会員
- 2月 3日(月) 理事会 11:30
昼例会
卓話 高橋耕 会員
- 2月10日(月) 昼例会
卓話 高橋康介会員
- 2月17日(月) 夜例会 18:30
会場 樹里杏
- 2月24日(月) 天皇誕生日振替休日 休会

Rotary



2024-2025年度テーマ



国際ロータリー会長 ステファニー A. アーチック
第2520地区ガバナー 佐藤剛(水沢RC)

昼例会

司会：瀧澤慶太郎
日時：2025.1.20(月) 12:30
会場：盛岡グランドホテル
ロータリーソング
それこそロータリー



湯下さんお疲れ様でした。

◇幹事報告 佐藤百合子

ロータリーの友1月号
人頭分担金・地区資金納付・米山記念奨学会下期寄付
金納付ご案内
次年度米山記念奨学生受け入れ希望調査
RLI-2参加のご案内

開催日：2025年3月22日（土）9:00～16:10
会場：いわて県民情報交流センター（アイーナ）8F
RI第2520地区第3回行動計画推進会議オンラインセミナー
日時：2月17日（月）18:00～19:30
ハイライトよねやま 298

◇委員会報告 雑誌委員会 工藤光機

ロータリーの友1月号解説

◇スマイル報告 菅野輝明

原田誠章君
本年も宜しくお願ひ致します！
佐藤百合子君
皆様お疲れ様です！
柴田茂君
本日も宜しく!!
千葉伸行君
本年も宜しくお願ひ致します！
菅野輝明君
本日の卓話ありがとうございます。
湯下道雄君
皆様、ありがとうございました。
浦田秀夫君
湯下さん これからの活躍を祈念いたします。

◇出席報告 菅野輝明

会員数25名 出席数25名 欠席数0名 出席率100%
個人寄付金 R財団
原田 柴田 菅野
個人寄付金 米山記念奨学会
原田 佐藤百 柴田

柴田茂会員がポリオプラス・ソサエティ（PPS）
プログラムに登録されました。

PPSはロータリー財団のポリオプラス基金に毎年、年間少なくとも100米ドルあるいは100米ドル以上寄付することを約束し、世界保健機関（WHO）がポリオの根絶を宣言するまで、毎年寄付することでロータリーの歴史を作ることに協力するものです。ポリオ根絶のために一層のご協力をお願い致します。

RI地区財団委員長



・遺産分割と遺言について

□遺産分割について

被相続人が亡くなり、その遺産の分割について相続人の中で話し合いがつかない場合には家庭裁判所の遺産分割の調停又は審判の手続を利用することができます。調停手続を利用する場合は、遺産分割調停事件として申し立てます。この調停は、相続人のうちの1人もしくは何人かが他の相続人全員を相手方として申し立てるものです。調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらったり、遺産について鑑定を行うなどして事情をよく把握したうえで、各当事者がそれぞれどのような分割方法を希望しているか意向を聴取し、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、遺産に属する物又は権利の種類及び性質その他一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

□遺言について

個人が亡くなった後の財産は、遺言書がない場合は、相続人全員の話し合いによって遺産の分け方が決められますが、「法定相続人以外にも財産を残したい人がいる」「不動産を特定の相続人に相続させたい」「遺産分割で争いになるのを避けたい」等という意味や思いがある場合、遺言書が必要です。一般的に用いられる遺言書として、遺言者自らが手書きで書く「自筆証書遺言」と、公証人が遺言者から聞いた内容を文章にまとめ公正証書として作成する「公正証書遺言」があります（他にも秘密証書遺言もあります。）。

第8回理事会11:30

協議事項

- 1. 2月・3月プログラムについて予定通り開催
夜例会について2月 樹里杏・3月すべいん倶楽部で開催
今後の夜例会は予算により参加者の会費が変わります。
- 2. 次年度米山記念奨学生（2025年4月から）受け入れ調査（受け入れできない）